

## ○地方税共同機構行動規範

制定 平成 31 年 4 月 1 日

### 第 1 法令等の遵守

私たちは、法令（法律、政令、省令、条例等をいう。）、社会的な規範及び地方税共同機構（以下「機構」という。）の諸規程等を誠実に遵守し、高い倫理観を持って職務を遂行します。

### 第 2 職務に関する倫理の保持

私たちは、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いたり、職務執行の対象となる者からの贈与を受けること等の国民の疑惑や不信を招いたりするような行為をしません。

### 第 3 情報の厳正な管理

私たちは、個人情報をはじめとした機密情報、その他職務上知り得た情報を含め、外部に漏えいすることのないよう厳正に管理します。

### 第 4 専門知識・能力の確保

私たちは、地方税に関する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与するため、自らの専門知識・能力の維持向上に努めます。

### 第 5 反社会的勢力への対処

私たちは、社会秩序や機構の健全な運営に脅威を与える反社会的な勢力に対して経済的な利益供与は行いません。

### 第 6 人権の尊重及び差別の排除

私たちは、一人一人の個性を尊重し、性別、信条、身体的条件、社会的身分などによる差別やハラスメント（嫌がらせ行為）は行いません。

### 第 7 環境への配慮

私たちは、日常業務においてムダをなくすよう努め、省資源・省エネルギーを徹底して、環境にやさしい職場、サービスの提供を目指します。